

第26回宿毛市オールドパワー文化展作品募集

60歳以上の芸術愛好家の発表の場です。自分の作品を多くの方に鑑賞してもらいませんか。申込書、開催要項が必要な方は宿毛市ホームページからダウンロードまたは中央公民館までお問い合わせください。



期間 10月22日(金)～24日(日)

場所 宿毛文教センター **出品料** 無料

作品搬入 10月20日(水)9時～15時(持参に限る)

応募資格 宿毛市出身者および在住で、搬入当日満60歳以上の方

申込書・開催要項 ●宿毛市ホームページからダウンロード ●中央公民館へ請求

部門	出品点数	出品規格	備考
工芸	3点以内	縦・横・高さ2m以内(重量40kg以内)	
日本画・洋画等	3点以内	4号以上、額装を含めて縦1.8m 横1.8m以内	
書道	3点以内	額装を含めて縦2.43m 横2.43m以内	表装または額装のこと
写真	3点以内	カラー、白黒の区別なく、単写真または組写真。パネルを含めて30cm×40cm以上70cm×92cm以内	フィルム・デジタルカメラを問わない
俳句・短歌・川柳等	5点以内	色紙または短冊を使用	額装または短冊掛

次のものは出品することができません。

- 他の人に迷惑、危害を及ぼす恐れのあるもの
- これまでの宿毛市オールドパワー文化展へ出品した作品
- 製作後、5年を経たもの
- 風致に害があると認められるもの

主催 宿毛市教育委員会・宿毛市老人クラブ連合会・宿毛市文化協会

問 中央公民館 ☎63-2618

申請書等の押印の見直し

宿毛市では、市民の負担の軽減および利便性の向上を図るため、市役所に提出する申請書等の押印手続きの見直しを行います。見直しを行うことで、押印が義務付けられているもの等の一部の書類を除き、押印は不要となります。



なお、書類によっては本人による署名や本人確認(マイナンバーカードや免許証等の提示)が必要となりますのでご注意ください。

今後も随時見直しを行っていきますので、押印の見直しに伴う手続きの詳細は、各手続きを所管する部署までお問い合わせください。

押印を廃止する手続き

- 閲覧、縦覧の申請書、施設の利用許可申請書等で、本人確認をする必要のない手続き
- 本人確認の必要があるが、マイナンバーカードや免許証等の提示により本人確認が可能な手続き
- 補助金の交付申請等に係る公金の支出に係る申請書等(請求書は除く)

※当面の間、押印廃止見直し前の様式を使用する場合があります。

引き続き押印が必要な手続き

- 法令等により押印が必要と義務付けられている手続き
- 実印による押印を要する申請書等
- 入札、契約関係手続き
- 公金の請求または受領に係る書類
- 代理、委任者が提出する書類

問 総務課 ☎63-0948